

裾野市都市計画の提案に係る規模を定める条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

裾野市長 村 田 悠

裾野市条例第 2 3 号

裾野市都市計画の提案に係る規模を定める条例

都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 1 5 条ただし書の規定に基づき条例で定める計画提案に係る規模は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 1 2 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画に限り、0. 3 ヘクタールとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。